

## 東近江圏域の入所施設における災害時給食提供の準備状況について —平常時の備えに関する調査結果の変化からの一考察—

○清水寛子、西川純子、小林靖英（滋賀県東近江健康福祉事務所）、井上由理（県健康しが推進課）

### 1. はじめに

保健所栄養指導員は、特定給食施設<sup>※1)</sup>に対し、健康危機管理対策の一環として、災害等に備えた食料備蓄の確保や、災害時でも適切な食事が提供できる施設体制の整備を指導・支援している。<sup>1)</sup> また、「大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン」<sup>2)</sup> では、保健所が給食施設の非常食備蓄状況や災害時マニュアルの整備状況を確認し、給食施設に対してその内容を施設内で共有するよう助言することが求められている。

病院等の入所施設は、災害等発生時においても利用者への食事提供や栄養管理を休止することができず、不測の事態に備えた平常時の備えが重要である。

当所では、令和2年度に近隣圏域の高齢者入所施設で発生した集団感染事例をきっかけに、入所施設に対して平常時の備えについて調査を行い、以降、災害時の給食提供に備えて定期的に研修会を開催している。

令和5年度に同様の調査を実施し、調査結果の変化を確認するとともに、今後の災害時対応の充実に向けた取り組みについて考察し報告する。

※1) 特定給食施設とは、健康増進法により「特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設であり、1回100食以上または1日250食以上の食事を供給する施設」

### 2. 研究方法

#### (1) 調査対象

管内特定および多数給食施設<sup>※2)</sup>（以下「入所施設」という。）のうち、1日3回食事を提供している入所施設41施設（R2.7.1時点）を対象とした。（内訳：病院11施設、介護老人保健施設7施設、老人福祉施設20施設、社会福祉施設3施設）

※2) 多数給食施設とは、滋賀県特定給食施設等指導実施要綱により「特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設であり、1回20食以上または1日50食以上の食事を供給する施設」

#### (2) 調査期間

令和2年および令和5年の7月

#### (3) 調査方法

対象施設の栄養管理部門に対して調査票を郵送し、FAXまたはメールにて回答を得た。

#### (4) 調査項目および集計方法

調査項目は次の18項目とした。①緊急連絡先の把握、②対応フロー図、③備蓄品一覧表、④非常時用献立表、⑤配膳・下膳工程表、⑥衛生管理点検表、⑦水の備蓄、⑧食料の備蓄、⑨使い捨て食器・調理器具の備蓄、⑩備蓄場所の共有、⑪平常時の備蓄品利用計画、⑫提供体制の検討の場、⑬提供体制の施設全体での共有、⑭研修・実地訓練（栄養管理部門内）⑮研修・実地訓練（施設全体）、⑯（委託の場合）委託会社との役割分担、⑰（委託の場合）委託会社と代行機関の連携、⑱災害時給食提供マニュアルの整備。

各項目で準備の有無を確認し、令和2年度と令和5年度の集計結果を比較して、その変化を把握した。

#### (5) 倫理的配慮

施設名を特定せず、全体集計を行った。

### 3. 結果

#### (1) 回答施設数と回収率

①令和2年調査：38施設（回収率92.7%）

②令和5年調査：37施設（回収率90.2%）

#### (2) 集計結果

両調査に回答のあった36施設（病院10施設、介護老人保健施設7施設、老人福祉施設18施設、社会福祉施設1施設）を集計の対象とした。集計結果を表1に示す。すべての項目で「準備あり」の施設が増加していた。特に増加が顕著であったのは、「⑩備蓄品場所の施設内での共有」で11施設（30.6%）から22施設（61.1%）と11施設（30.6%）増加した。次いで「⑬施設内全体での研修・実地訓練」が4施設（11.1%）から11施設

（30.6%）と7施設（19.5%）増加した。

また、全項目のうち、「準備あり」と回答した施設が8割以上となった項目は4項目（R2）から9項目（R5）と増加した。一方、3割程度にとどまった項目は、「⑭栄養管理部門および⑮施設全体での研修や実地訓練」の項目であった。備考欄には「災害時対応訓練は行われるが給食提供の訓練はどうしたらいいのかわからない。」と意見の記載があった。また、「⑱災害時給食提供マニュアルの整備」は5割であった。

（表1） (n=36 ただし、⑬⑭はn=29)

調査項目	R2		R5		備考欄 の割合
	施設数	%	施設数	%	
⑨使い捨て食器等	31	86.1	36	100.0	8割以上
①緊急連絡先の把握	33	91.7	35	97.2	
⑧食料の備蓄	32	88.9	35	97.2	
④非常時用献立表	28	77.8	33	91.7	
⑰委託会社と代行機関の連携の確認	23	79.3	26	89.7	
③備蓄品一覧表	28	77.8	32	88.9	
⑫食事提供体制について検討の場	31	86.1	32	88.9	
⑦水の備蓄	26	72.2	29	80.6	
⑪平常時の備蓄品利用計画	27	75.0	29	80.6	
⑯委託会社と役割分担	16	55.2	18	62.1	
⑩備蓄品場所の施設内共有	11	30.6	22	61.1	
②対応フロー図	14	38.9	19	52.8	
⑬提供体制の施設全体での共有	14	38.9	19	52.8	
⑱災害時給食提供マニュアルの整備	14	38.9	18	50.0	
⑤配膳、下膳にわたる工程表	9	25.0	15	41.7	
⑥衛生管理点検票	7	19.4	13	36.1	
⑬研修・実地訓練（施設全体）	4	11.1	11	30.6	3割以下
⑭研修・実地訓練（栄養管理部門内）	7	19.4	9	25.0	

### 4. 考察

調査結果の比較から、全項目において「準備あり」と回答する施設が増え、当圏域の入所施設における平常時の準備状況は向上していることがわかった。特に増加が顕著だった項目は

「⑩備蓄品場所の施設内での共有」、次いで「⑬施設内全体での研修・実地訓練」であり、栄養管理部門に限らず施設全体で備えが進んでいる状況であった。これには、令和2年の近隣入所施設で発生した集団感染対応事例をきっかけに、栄養管理部門を対象とした定期的な災害時対応の研修が意識向上につながっているためと考えられる。また令和3年度介護報酬改定により、すべての介護事業者に対して業務継続計画（BCP）の策定が義務づけられたこと<sup>3)</sup>も、施設全体の意識向上に影響していると考えられる。

一方、準備ありの状況が低かった「⑭栄養管理部門および⑮施設全体での研修及び訓練」については、施設から「給食提供の訓練はどのように実施すべきかわからない。」という声もあり、取り組み事例の共有が必要であると考える。また、災害時給食提供マニュアルの策定も半数にとどまっていることから、食事提供に関するBCPを実行するためにも、具体的な手順を示す災害時給食提供マニュアルの重要性を啓発し、策定を促す必要があると考える。

### 5. まとめ

東近江圏域の入所施設では、災害時の給食提供に必要な備えが着実に進んでいることがわかった。一方、施設内での研修や実施訓練、災害時給食提供マニュアルの整備は半数に満たないため、今後は他施設で実施された訓練内容や災害時給食提供マニュアル等を研修会で共有し、災害時対応の充実を図る。

#### 【参考文献】

- 1) 特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について（厚生労働省健康局健康課長：令和2年3月31日）
- 2) 大規模災害時の栄養・食生活支援活動ガイドライン～その時、自治体職員は何をするのか～（日本公衆衛生協会：令和2年8月）
- 3) 令和3年度介護報酬改定における改定事項について（厚生労働省：令和3年1月）